

編集：日本弁護士連合会
国際室

No. 22

(主な内容)

知っていますか？ロースクール客員研究員留学制度
ニューヨーク大学ロースクール(NYU)留学体験記
カリフォルニア大学バークレー校(UCB)留学体験記
イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校(UIUC)留学体験記
ILO(国際労働機関)駐日事務所での弁護士インターン制度始まる！
ドイツにおける法曹制度調査報告
「弁護士は絶滅種か？」－ABA年次大会で宇都宮会長がスピーチ
第23回LAWAISIA大会報告－インド・デリー

知っていますか？ロースクール客員研究員留学制度

● 日弁連ロースクール留学制度とは？――

当連合会は、ニューヨーク大学ロースクール、カリフォルニア大学バークレー校ロースクール、イリノイ大学ロースクールとの協定に基づき、毎年、公益活動弁護士を各校に1名ずつ推薦しています。推薦された会員は、各校のロースクールで客員研究員として受け入れられ、1年間、公益活動に関する研究、日本の公益弁護士活動についての情報発信をすることが可能です。

この制度に基づき、これまで合計30名の会員が留学しています。詳しい募集要項は、当連合会のホームページ内で、「留学」と検索するか、国際室(03-3580-9741)までお問い合わせ下さい。

● 受け入れ先が増えました！――

来年度からは、世界でも著明な国際人権分野の教授陣が揃うイギリスのエセックス大学ロースクールが新たな留学先に加わりました。しかも、同大学人権センターに客員研究員として所属するか、LL.M.(国際人権法コース)に所属し、法学修士号の取得を目指すかの選択も可能となっています(但し客員研究員よりも高い英語力が必要です)。

● 新たに活動支援費が支給されます！――

2010年度の留学生より、帰国後、原則として100万円の活動支援費が当連合会から支給されることが新たに決まりました。

● 応募して下さい！――

日本での公益活動経験を活かして海外のロースクールで研究、情報発信し、さらなるキャリアアップを図りたい方。国際室では、あなたのご応募をお待ちしております。

(嘱託 北村聰子)

○ ニューヨーク大学ロースクール(NYU) 留学体験記

私は、2009年夏から約1年、NY大学に客員研究員として留学していました。私が所属していたUS Asia Law Instituteは、中国法の大家であるJerome A.Cohen教授と、日本法等を専門とするFrank Upham教授がCo-Directorをされており、毎週、様々な研究者などがゲストスピーカーに来られ、シンポジウムを主催したりしていました。また、同Instituteには、私以外にも、中国・台湾の法曹・研究者など十数名が所属していましたが、研究者間の仲も良く、楽しい雰囲気の中、過ごすことができました。

私の研究分野は、児童虐待に関する法制度でしたが、興味のあるクラスは、基本的に何でも聴講することができます。私は、家族法などの講義を聴講し、子どもの権利や児童虐待制度における親の権利に関する各ゼミにも参加しました。また担当教授のアレンジで、家庭裁判所、児童虐待に関する行政機関などを訪問することができました。

この留学制度は、試験や単位に縛られることなく、自分の興味ある研究を自分のペースで行うことができます。しかし、やはり1年という期間は短く、さらにアメリカ法について学びたくなった私は現在インディアナ大学のLL.M.に留学中です。NY大学での経験が、更なる留学というステップを作ってくれたと思っています。(小原路絵・京都)



NYUの学生と

○ カリフォルニア大学バークレー校(UCB) 留学体験記

2009年度の客員研究員としてUCBへ留学し、2010年度も引き続き留学しています。留学の目的はアメリカにおける犯罪被害者の支援制度の研究でしたが、UCBではドメスティック・バイオレンス法(DV法)の授業を聴講しました。この授業を担当するNancy Lemon教授は、DV法の先駆者であり人格的にも素晴らしい、この方に出会えただけでもUCBに留学した甲斐があったと思います。このLemon教授の紹介で、DV被害者のためのワンストップセンターへの訪問、法曹関係者に対する教育や会議、カリフォルニア州議員に対するロビー活動への参加、DV法廷を聴講することができました。また、個人的にはカリフォルニアとニューヨークの病院、警察、検察庁、シェルター、市役所その他の機関にも訪問することができました。プライベートではUCB国際室が提供するホストファミリープログラムに応募し、素晴らしいホストファミリーに出会うことができたり、英語をボランティアで教えてくれる学生にも出会いました。英語が思うように上達せず、やきもきすることもありますが、多くの人に出会い、自分の狭い観念を打ち破ってもらうことができ、思い切って留学して良かったとつくづく思います。(小林陽子・東京)



右から2番目が筆者

○ イリノイ大学アーバナ・シャンペーン校(UIUC) 留学体験記

リーガルクリニックを研究するためイリノイ大学に留学しました。留学中はイリノイ大学で研究するだけでなく、中西部を中心に他の都市にも出張し、計11校のロースクールのクリニックに訪問し、4つの学会に参加しました。他の大学でも客員研究員として授業を聴講させてもらうなど、面倒見がよいという中西部気質を実感する貴重な経験ができました。ロースクールの他にもlegal servicesやpublic defender officeに訪問し、アメリカの法律扶助を支える弁護士と交流し、その仕事に対する情熱に感銘を受けました。アメリカでは、リーガルクリニックは法律扶助の一環であり、法律扶助に関わる弁護士がロースクール教員に転身し、リーガルクリニックを通じて低所得者など司法アクセスに障害を持つ者の法的需要に対する学生の感受性を豊かにさせる教育を行っています。市民のための司法改革の一環として設立された法科大学院が見習うべき点が多いと思います。本留学制度は、派遣先の大学を研究拠点としながらも、積極的に外に出て、米国の法制度を自分の視点で自由に研究することができる制度です。日本の法制度に問題意識を持つ方は、是非本制度を利用して米国に留学することをお勧めします。



イリノイ大学の研究室にて

ILO(国際労働機関) 駐日事務所での 弁護士インターン 制度始まる！

本年度より、ILO駐日事務所での弁護士インターン制度が始まります。既に、修習生においては、選択型実務修習の一環として、ILO、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)、IOM(国際移住機関)等の各駐日事務所でインターンの受け入れが行われています。ILO駐日事務所では、昨年度より修習生インターン制度が開始されましたが、ご担当の大間知氏からは、「修習生の方には、短期間で、専門性の高い効率的な仕事をしていただけた」とのコメントをいただきました。そこで、今般、さらにインターンの専門性を高め、若手の会員を対象として、3～6ヶ月の期間、パートタイム等の形式によりILOの業務を経験する弁護士向けインターン制度

が開始されることとなりました。具体的な業務の内容は、主に、①日本の労働法や、社会労働情勢に関する調査・本部への報告、②ILOの業務・活動について日本での広報支援(イベント・セミナー開催準備、資料作成等)となります。ILOの目指すディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の普及に向けて、弁護士の専門性を活かした活躍が大いに期待されます。

将来、国際機関への就職を目指す方や、国際活動に関心のある会員の方々にとって、日本にいながらにして、国際機関での経験を積む非常に貴重な機会です。ご興味のある方は、当連合会国際課(03-3580-9741)までお問い合わせ下さい。(嘱託 森本周子)

ドイツにおける法曹制度調査報告

2010年9月1日から同年11月30日まで、ドイツの司法修習生であるシャビア・ベッグ(Sabiha Beg)さんが、国際課でインターンとして在籍し、ドイツの法曹制度について調査を担当しました。ドイツでは近年急激に法曹人口が増加しており、とりわけ弁護士は2010年1月1日現在で15万3251人で、日本に比べるとかなり多いことから、今後の法曹人口に関する議論に役立てるために調査を依頼したものです。その調査結果の一部をご紹介します。

ドイツでは、日本と同様に、司法修習制度を採用しています。司法試験の1次試験に合格した者が司法修習生となり、修習を終えて2次試験に合格することによって法曹資格を得ることができます。毎年法曹資格を得るのは8000人台から9000人台で合格率は10パーセント台半ばで推移しています。新規法曹資格者数に影響を与えるのは、司法試験の合格率のほか、州の予算によって決まる司法修習生の採用数です。近年は予算が限定され、司法修習生の採用数が減少してきており(2009年の採用数は、前年度比8・7パーセント減)、1次試験で成績が悪い合格者の中には、修習開始まで待機期間が生じることもあります。待機期間は州により異なりますが、最も厳しいハンブルク州では、最大2年半にも及びます。ドイツでは司法試験の合格率が高く、法曹人口を規制していませんが、司法修習生の採用というプロセスがあることにより、新規の法曹資格者取得者数は自ずから限定されることになります。

ドイツでは、司法修習開始までの待機期間のみならず就職にも、司法試験の成績が大きな影響を与えています。とりわけ、公証人の地位が非常に高く、司法試験合格者のうち公証人となることができるのが各州1年に多くとも2人程度という非常に狭き門であり、それを反映して収入も法曹の中で最も高い傾向にあります。逆に、2次試験の成績が優秀でない者は、裁判官、検察官または公証人になることや、大企業、国または州の幹部職員になることが難しく、さらに成績が悪い者は弁護士として就職することも難しい傾向にあるようです。法曹資格を得たものの就職先がない者も珍しくなく、司法修習修了後に失業手当を申請する者が毎年6000人程度おり、それらの者は徐々に就職先を見つけたり進路を変更したりしていくものの、長期間にわたり失業したままの者も珍しくないようです(ドイツ連邦弁護士協会の統計によれば、1年以上失業手当を受給している法曹資格者が毎年1000人程度いるようです)。このような現状を反映して、司法修習中に、修習生向けの失業手当申請手続説明会が行われているとのことでした。

ドイツでも、日本と同様、司法修習生に給与が支払われています。その額は州により異なりますが、およそ月額1000ドル程度で、これだけで生活していくにはぎりぎりの金額です。そのため、修習開始前にいったん就職して資金を用意したり、修習中にアルバイトを行うことも珍しくありません。もっとも、ドイツの法学部は、

原則として学費が無料または非常に安いことや、在学中に休学して学費や生活費を稼いで復学する人もまれではないこと、法学部在籍中に進路を変えて他学部に移籍することも普通に行われていることなど、日本とは背景事情がやや異なるようです。ベッグさんからは、日本の法曹志望者のような悲壮な感じは全く受けませんでした。

他に日本との比較で興味深かった点としては、いわゆる予備校問題です。ドイツでは、1次試験、2次試験とともに、法学部での勉強や司法修習のみでは対応することが難しいといわれており、1次試験の受験を遅らせて予備校に通ったり、2次試験の受験のために受験直前の司法修習を実質的には行わないで(修習先の協力を得て、記録上は修習先で修習していたということにするそうです)予備校に通ったりすることが珍しくない事象です。ドイツでも、法学部教育や司法修習だけでは司法試験に合格したり優秀な成績を得たりすることができないと受け止められていること、受験生にとっては予備校に通う期間の分実務開始が遅れるために時間の無駄になることが問題視されています。

ドイツでは、日本のような法曹人口に上限を設ける制度が議論されることはないようで、ベッグさんも、日本の法曹養成制度の議論について、新鮮で興味深いとの感想を述べていました。

(嘱託 片山有里子)

「弁護士は絶滅種か？」

ABA年次大会で宇都宮会長がスピーチ

2010年8月8日、サンフランシスコで開催された米国法曹協会(ABA)の年次大会において開催された「弁護士は絶滅種か？」と題する分科会において、英、米、仏、独、豪の各国の弁護士会長らとともに、宇都宮会長が(日弁連会長として初めて)スピーカーとして参加しました。この分科会は、IT技術の進歩により、法律や判例を誰でも検索でき、契約書もほぼ自動的に作成できるようになり、訴訟もオンラインでできるようになると、弁護士は要らなくなってしまうのではないかという危機感に基づきます。宇都宮会長は、司法予算の増大や民事訴訟改革により、わが国の司法はもっと大きくすべきである旨を述べました。他国の会長からは、「法的な分析力、独立性、懲戒に服するといった点では弁護士は昔と変わらない」(ABA会長)、「ITの進歩といつても、昔からemailはあるし、本質的な変化ではない。弁護士は法の支配への責任を負っており、金儲けのための職業ではないから、将来を恐れることはない。」(ドイツ連邦弁護士連合会会長)といった意見が述べられる一方で、英豪で実施されつつある法律事務所の非弁護士による所有の解禁や、法律事務の一部を途上国の事務所へ外注することなど、新しい状況に対応するため、弁護士倫理を見直していくことの重要性も指摘されました。

(室長 外山太士)



宇都宮会長のスピーチ(右隣は通訳を務めた垣賀ジョン会員(東京))

第23回

LAWAISIA大会報告

インド・デリー

第23回ローエイシア大会が2010年11月にインドのデリーで開催され、アジア太平洋地域や欧米から、合計約600名が参加しました。日本からは当連合会会員8名のほか、裁判官や司法書士、そして現地法律事務所の日本人スタッフらが足を運ばれています。

宇都宮会長もビデオレターの形で参加され、「日本における高利金融被害と消費者保護立法」について、自ら英語で15分間、講演されました。会場では約100名の参加者がこれを聴講し、「日弁連がこれほどまでに、消費者問題や貧困問題に取り組む理由は何なのか?」といった賛辞的質問も寄せられています。

このほか、大谷美紀子会員(日本の離婚調停前置制度)、原田明夫会員(グローバル世界での司法制度の役割)、鈴木五十三会員(リーマン・ブラザーズの米国での破産申立)、高谷知佐子会員(世界金融危機下のM&Aの傾向)、宮家俊治弁護士(人権法一司法アクセス)らも次々と登壇されました。

またローエイシア側より特に、横浜と秋田で相次いで起きた業務妨害としての弁護士殺害事件に対し、哀悼と激励の意が示されました。

第24回大会は来年2011年、韓国で開催されます。より多くの会員がこれに出席し、他の弁護士と交流を図ると共に、自らの取り組みを発表できる体制を整えたいところです。

(嘱託 大川秀史)



会議開始前の様子